



GRヤリス

価格判明!! 伝説が始まる



名機BOXER
ラストラウンド

ドリキン土屋圭市「EJ20は永遠に不滅です」

令和2年1月24日発行・発売 (毎月1回26日発行・発売) 第53巻 第3号 通巻807号

★楽しくアレマの雑誌

CAR TOP

筑波
市販車
最速

59秒361

スーパーlap up
のすべて!

Cover Girl
ほのか



日産 **GT-R NISMO**
2020年モデル

令和新世代軽採点簿

東京オートサロン2020

ホンダ [新型]N-ONE

ダイハツ タフト

三菱eKスペース



ソニイツ・ア・
SONYがEV界を
席巻する日



WEB CARTOP
<https://www.webcartop.jp>

交通事故や
死亡事故
急増中

道路における
交通危険
行為

交通事故専門の
井上弁護士が解説!



しまかぜ法律事務所
弁護士 井上昌哉さん
下記HPで交通事故に関する
お役立ちコラムも執筆中
<https://shimakaze-law.com>

ながら & あおり 法の境界線

運転

運転

2019年に世間に騒がせた2大交通事故、スマホのながら運転とあおり運転。ふたつの事件にある法の境界線を探る。おにぎりを食べながら運転していいの? いたずら心で後続車にウォッシャー液をかけていいの? 教えて井上弁護士!

Text ●木谷宗義 撮影 ●青山義明 イラスト ●阿部忠雄

Case 1
2019年
12月1日から
厳罰化

スマートフォン使用で「発免停あり
ナビもその対象にある

道路交通法に初めて運転中の携帯電話の使用に関する規定が加わったのは1999年のことだが、この20年の間に携帯電話の普及率は大きく上昇、さらにガラケーからスマートへ進化し、それとともにナビもその対象となる。2019年2月に警察庁交通局が発表した2018年のデータによると、「ながら運転」による交通事故は約2倍に増えているという。今回の罰則強化は、その流れを受けてのものだ。では「ながら運転」とは具体的にどんな運転を指すのだろうか? 井上弁護士によると、「道路交通法 第71条5号5で『停止しているときを除き、携帯電話等を通話のために使用し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視することを禁じたものである』と定められたものである」とのこと。

「画像表示用装置」には、カーナビを含まれる。つまり、走行中にナビの操作をするのも、法的にはNGなのだ。

「ハンズフリーでの通話や音声操作は違法にはなりません。ポイントは『手で操作をするかどうか?』です」と井上弁護士。画面を見ながら操作することが、「ながら運転」に当たるというわけだ。

ちなみに運転中に携帯電話等で通話や画面を注視する「携帯電話使用等(保持)」の違反点数は1点から3点になり、反則金が約3倍に。6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金が適用される可能性もある。

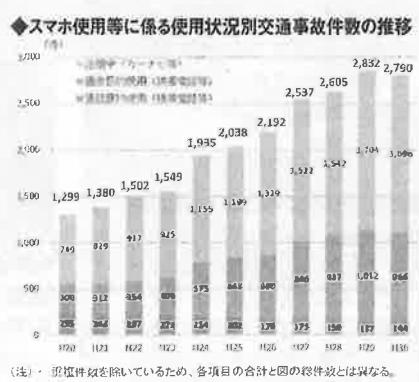
また、携帯電話等の使用によって交通事故を起こした場合に該当する「携帯電話使用等(交通の危険)」の違反点数は2点から6点になった。6点といえれば、一発免停となる厳しい減点である。

具体的にどんなシーンが

「ながら運転」とは?

「ながら運転」に該当するのかを見ていく。

◆H30年の交通事故件数は2790件
過去5年間で約1.4倍に増加。ナビ等の注視事故が多発した



(注)・現件件数を示しているため、各項目の合計と四の件数とは異なる。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全事故	2,038	2,192	2,537	2,605	2,832	2,790
うち 死亡事故	36	31	39	36	40	42

出典:警察庁

モモケンの 世界交通事情①

米国は州で罰則違いあり
アジア地方部はまだ緩い

スマートフォンの発祥地、アメリカでは2017年から、ながら運転に関する法規制が一気に厳しくなった。米道路交通法は連邦政府が統括せず、各州の交通局(DMV)が所管するため、州によって、ながら運転の罰則の度合いや罰金に差がある。文字入力については禁止する州がほとんどだが、音声入力についての判断はバラバラな状況だ。中国や東南アジアでは都市部では警察が指導したり罰則を科すケースがあるが、地方部ではノーチェックに近い。

これって違反? それとも……【「ながら」運転なんでも相談所】

※判定基準は○:合法、×:違反の恐れあり、△:状況や場合による。

Q2.運転中に片手でおにぎりを食べる。

判定》 ▲ しつかりハンドルを持ちましょう

手におにぎりを持っていたとしても、携帯電話やスマホではないので、「第71条5号5」には違反しない。しかし、片手運転自体は違反にはならないが、Q1と同様に、安全運転義務違反と判断される可能性はある。また、運転中に両手でカップラーメンを食べる場合も、「ながら運転」には当たらないが、安全運転義務違反となる。



▲運転しながら食事をとる人の多くは時間に追われていないだろうか。くれぐれも安全運転を

Q4.運転中、スマホホルダーつけたスマホをナビとして使う。

判定》 ▲ 注視しないように!

スマホホルダーつけたスマホは、車載カーナビと同じ扱い。案内されるルートやマップなど、画面を見ること自体に問題はないが、注視は「ながら運転」に。ちなみに、スマホホルダーを吸盤などでフロントガラスに装着すると「29条4号」(窓ガラス)に該当してしまうので、インパネに装着しよう。



▲取り付け場所は、車検時にもチェックされる。違反の場合、車検は通らない。

Q6.運転中にディスプレイを見ながら音楽を選曲する。

判定》 × ボタン式のカーステレオはOK

画面を注視しながらの操作となるので、「ながら運転」とみなされ違法。ただし、道路交通法「第71条5号2」(無線通話装置)では、操作が単純かつ軽易なカーラジオ、カーステレオ等は規制の対象とならない。画面を操作するカーナビやインフォテイメントではなく、昔ながらのボタン式のカーステレオなら違法とならない。



▲好きな音楽はもちろん、目的地の検索は出発する前にセットしよう。運転中は運転に集中!

「やる人はやる」根本的解決策

厳罰化されたとはいえ、警察の目を盗んで「やる人はやる」と思うんです。最近はディスプレイでメールなどが見られるものも増えましたが、それも広義では「ながら運転」。もし本気で撲滅せるのであれば、スマホが「持ち主が運転であること」と停止中か走行中かを検知して、使用制限するとかね。あとクルマの運転が退屈だから、つい「ながら運転」をしちゃうって考え方もある。もっと運転が楽しいクルマが増えればいいですね。



まるも亜希子

返信の常識から意識を変えていく

スマホに限らず「ながら運転」が危険なのは当然だ。個人的には、運転中はスマホをマナーモードにして、鞄のなかに入れておく。コンソールに置いてあると、着信時に気になるからだ。また今でも「歩きスマホ」を頻繁に見かける。これらを防ぐには「メールを着信したらスグに返信する」認識を変えることも大切だろう。「なぜスグに返信しないの?」といった文句は言わない。スマホより安全を優先する当たり前のことを行なわせたい。



渡辺陽一郎

自動車ジャーナリストたちの分析

ハンズフリーでも注意力は落ちる

ながら運転の罰則強化は当然の流れだと思う。ひどい状況にたくさん出会いますから。とくに高速道路の追い越し車線をチントラ＆フラフラ走っているようなクルマを見ると電話持つて運転してるケース多い! 欧米じゃハンズフリーであっても通話すると注意力が落ちるという研究出てます。このあたりの調査を国内もすべき。もし運転に影響を与えるという結果が出るのであれば、総合的な対応策など講じなければならん。



国沢光宏

スマホホルダーの有効活用

ドライバーは多かれ少なかれ、オーディオ操作などのながら運転をするもの。なのになぜスマホを狙い撃ちして厳罰化するのか! という思いもあるにはあるが、実際のところスマホのながら運転は全世界的な大問題で、日本よりはるかに厳罰化されている国も多い。それだけスマホはつい目を離せなくなる存在なので、ここは割り切る必要がある。スマホをナビで使うにせよとにかくホルダーに固定しよう! それを肝に銘じました。



清水草一

Case
悪質運転の
摘発件数が
急増中



「あたり運転」とは?

方針だという。

しかし、これを逆に考えれば、現在は「あたり運転」という定義はない状態。井上弁護士はこう話す。

「あたり運転は、『車間距離を詰める』『必要なないパッシングやクラクションで威嚇する』『急ブレーキをかけて後続車を脅かす』などのことを問題視する声が高まってきた。

クルマの後方も写す2カメラ式のドライブレコーダーへの注目が高まっているだけなく、警察庁は、道路交通法を改正して「あたり運転」を新たに定義して、罰則を設ける

ます」

昨年の常磐道の事件では、無理やり停車させた上で暴行を行なったとして、道路交通法より重い刑法の強要と傷害の罪で起訴されている。

法改正では、このように停

車を強要した上の暴行も

「あたり運転罪」に含まれる

ようになる見込みなどという。しかし、法的にどんな罪に該当したとしても、「あたり運転」が危険であることには変わりない。

車間距離を詰められたり、

幅寄せをされたりしたら、あ

り返すなど、相手を挑発す

るようなことはせず、すみや

かにそのクルマから離れるよ

うにして、必要に応じて警察

に通報するようにして。

ここで注意したいのは、く

れぐれも自分が「あたり運

転」をしている側だと思

われないことだ。無意識のう

ちに車間距離が近くなってしま

うこととも、ないとは言えな

いだろう。

そこで、井上弁護士に、ど

んな運転やシチュエーション

が違法になるのか、6つのケ

ースで違法性を聞いてみた。

モモケンの世界交通事情②

Text 桃田健史

事故発生の要因として危険視
精神的ダメージも裁判沙汰に

欧米では、テール・ケーティングと呼ばれるあたり運転。クルマの背後に追従して走行する、という意味だ。

日本のようにあたり運転だけを取り上げて罰則化するよりも、あたり運転によって事故が発生した場合に危険行為とみなして処罰対応となる。精神的な圧迫を感じた、という観点から個別事案として弁護士が対応するケースもある。

一方、発展途上国でも、あたり運転はあるが、走行中のクルマの性能差が大きいことで罰則化は難しい。



◆車間距離保持義務違反の取り締まり件数



出典:警察庁

これって違反? それとも……『あおり』運転なんでも相談所

※判定基準は○:合法、×:違反の恐れあり、△:状況や場合による。

Q2.前走車にクラクションを鳴らしたり、バッキングをする。

判定》 ×

必要時以外の使用は禁止

クラクション(道交法上は警音器)は、道路交通法第54条で「危険を防止するためやむを得ないとき」を除いて「鳴らしてはならない」とされており、前走車へのクラクションは、「警音器使用制限違反」となる。バッキングは、道路交通法第52条で定められている「減光等義務違反」に該当する。



▲見通せない交差点や曲がり角、「警笛鳴らせ」の標識がある場所などがクラクションが必要なシーン

Q4.後続車に故意的な急ブレーキ、ウォッシャー攻撃をする。

判定》 ×

他車を威嚇するのはやめましょう

道路交通法第24条「急ブレーキの禁止」で、「車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減じることとなるような急ブレーキをかけてはならない」とされている。ウォッシャー攻撃は、それ自体に定義はないが、第70条の「安全運転義務違反」が適応される。



▲状況に応じて、他人に危害を及ぼさないように運転するよう定めているのが第70条だ

Q6.無意識のオートハイビームしながら走行。

判定》 ○

他車に故意的にやらないように!

オートハイビームはもちろん合法。あまりハイビームで走り続けると第52条(車両等の灯火)で、違法性が問われる可能性はある。また、ウォッシャー攻撃と同様、故意性があると「安全運転義務違反」となるだろう。

◆ライト類の主な役割

スマートランプ	別名車幅灯。停車中に自車の存在を周囲に知らせるために使用する
フォグランプ	全部霧灯。霧時にライトの光の乱反射を防ぐ
ロー ビーム	対向車とすれ違う場合に使用する前照灯
ハイ ビーム	対向車や前走車がない、見通しが悪い場所で使用する前照灯

事件が起きる原因も追求すべき

もちろんあおり運転は危険行為です。が、その原因を作った方の運転に問題があるかどうか、あまり注目されないことに違和感を覚えます。無理な割り込み、突然の不必要的な停止、高速道路の追い越し車線を明らかに遅い速度で走って後続車をせき止めているなど。あおり運転をされたことがある人は、自分にその原因を作った反省点がないかどうか、考えることも必要だと思います。車車間の意思疎通よりも大切になってきそうですね。



まるもアキ子

乗り方次第で脅迫行為になる

交通違反は原則として過失に基づく。道路標識や信号の見落としによって違反が生じる。しかし「あおり運転」は、相手車両のドライバーに恐怖を与える目的で行なわれ、クルマを使った脅迫に相当する。故意による犯罪だから、ほかの交通違反とは質が異なる。そしてあおり運転をすれば、当事者だけでなく、周囲の車両や歩行者にも多大な危険をおよぼす。警察庁が懲役2~3年で、違反点数も15点という厳罰を検討しているのも当然だ。



渡辺陽一郎

自動車ジャーナリストたちの分析

運転中“ケンカ”を売らないように!

あおり運転の罰則強化が決まったが、同時に「あおられるような運転」をしないような啓発活動をすべきだと思う。繁華街でケンカ売るような行為をしていたら、暴力行為が脱法だと解っていてもガマンできず、ケンカ売ってくる人がいます。同じく後続車にケンカ売るような乗り方をしていたら、誰だって腹が立つでしょう。少なくも追い越し車線の居座りや、トロトロ走行、割り込みはほとんどケンカを売る行為に近いです。



国沢光宏

高速では“あおられる側”も注意

なんでも厳罰化は社会を息苦しくするけれど、悪質なあおり運転の実態を見ると、摘發が難しい違反だけに、厳罰化で抑止力を働かせるしかないと。個人的には、追越車線にのんびり居座る走行帯違反もなんとかならないかと思うけど、欧州ではそういうクルマは後続車から思い切りあおられる。後ろからあおるだけならそんなに問題じゃない。前に出てブレーキを踏んだり停止するのは論外! それはぜひ厳罰にしてほしいです。



清水草一